

## 大阪市告示第930号

大阪市立芸術創造館条例（平成11年大阪市条例第12号。以下「条例」という。）第12条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

大阪市長 横山英幸

### 1 担当課

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟8階  
大阪市経済戦略局文化部文化課  
電話 06-6469-3890

### 2 業務の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

- ア 名称 大阪市立芸術創造館（以下「芸術創造館」という。）
- イ 所在地 大阪市旭区中宮1丁目11番14号

#### (2) 業務の範囲

- ア 芸術文化活動支援に関する業務
- イ 施設の使用に関する業務
- ウ 建物及び附属設備の維持保全に関する業務
- エ 施設の総合管理に関する業務
- オ 安全確保に関する業務
- カ その他の業務
- キ 自主事業の実施

#### (3) 管理の基準

- ア 休館日  
12月28日から翌年1月4日まで
- イ 供用時間  
午前10時から午後10時30分まで

#### ウ 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は芸術創造館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、又は供用時間を変更することができる。

#### エ 個人情報の保護

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）に定めるところにより、適正に取扱うこと

なお、当該業務において特定個人情報を取り扱う場合、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守すること

#### (4) 指定を行おうとする期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

### 3 申請資格等

申請できる者は、指定申請書提出時点において次に掲げる要件を満たした法人その他の団体（以下「法人等」という。）、若しくはその連合体とし、個人での申請はできない。

#### ア 法人等に関する要件

- ① 条例第14条の規定に該当していないこと
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと
- ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと
- ⑤ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当していないこと
- ⑥ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更

生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く)

- ⑦ 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、本市の法人市民税（本市に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在地における法人市民税（東京都の場合は法人都民税、法人格を有しない団体の場合は、団体代表者の個人住民税））、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ⑧ 指定期間開始日までに施設に甲種防火管理者の資格を有する人員を配置できること

#### イ 連合体に関する資格

- ① 連合体は2以上の法人等で自主結成すること
- ② 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと
- ③ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、本市との調整窓口として責任を持つこと
- ④ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない

#### ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する要件

- ① 上記アの要件を満たすこと
- ② 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。  
また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない

### 4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第15条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市会の議決があつたのち、指定管理者として指定する。

#### (1) 募集要項の交付方法

令和8年7月3日(金)から、経済戦略局のホームページよりダウンロードすることができる。

(2) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1担当課に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類
- ③ 指定管理者指定申請にかかる誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 芸術文化施設等類似施設の運営実績等
- ⑥ 職員研修実績
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 役員の履歴書
- ⑨ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑩ 法人の登記事項証明書
- ⑪ 法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書
- ⑫ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表、財産目録、勘定科目内訳書及び監査報告書の写し
- ⑬ 法人等の事業報告書
- ⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑮ 法人税等の申告書の写し
- ⑯ 大阪市の法人市民税の納税証明書

- ⑰ 応募資格等を有していることが確認できる書類の写し
- ⑱ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑲ 障がい者雇入れ計画書
- ⑳ 社会的責任・市の施策との整合について
- ㉑ 芸術創造館の管理運営に関する事業計画書
- ㉒ 芸術創造館の管理運営に関する収支計画書、明細ほか
- ㉓ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

令和8年8月27日（木）から同年9月3日（木）の午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

5 申請するものに要求される事項

指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による

(経済戦略局文化部文化課)